

## 糸魚川市地域通貨加盟店決済機器導入支援補助金交付要領

### 1 趣旨

この要領は、持続可能な地域経済を目指し、糸魚川市デジタル地域通貨振興協会が発行するデジタル地域通貨の普及を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象者

下記の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、地域通貨翠ペイ専用カードを決済できる加盟店として登録された店舗を有する加盟事業者
- (2) 糸魚川市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者

### 3 補助対象経費

令和5年10月1日から令和6年2月20日の期間内に導入から支払いまで完了した、デジタル地域通貨翠ペイの決済環境整備にかかる下記の経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、国、県、市その他のこれらに準ずる団体から助成等を受けている場合はこれを除く。

- (1) 決済機器及び付属品の購入費用
- (2) 本体機器を据え付けるための設置費用
- (3) 決済機器の設置と併せて行う通信回線の開設に要する費用（登録代行手数料等）
- (4) 決済機器と接続等を目的とした既存システム等の改修費用

### 4 補助金額

補助対象経費の2/3以内の額（1,000円未満切り捨て）とし、各加盟店舗等における上限額は、原則1店舗につき1台50千円とする。

ただし、1店舗に設置する決済機器が複数台あり、市長が特に必要と認める場合はその台数分を対象とする。

## 5 提出書類

補助金の交付を受けようとする者は、地域通貨決済機器導入支援補助金補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に次の書類を添えて、令和6年2月20日までに糸魚川経済団体連絡協議会に提出しなければならない。

- (1) 所有者氏名、購入年月日、購入機種（製造業者名及び品名）、購入数量、購入金額及び販売業者名が明記され、販売業者の印が押された証書の写し又はこれに準ずる書類
- (2) その他糸魚川経済団体連絡協議会が必要と認めるもの

## 6 提出・問合せ先

糸魚川経済団体連絡協議会（事務局 糸魚川商工会議所）

電話番号：025-552-1225